「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タクソノミのアップデートについての公開草案」について

2023年6月

経済産業省 経済産業政策局
企業会計室

公開草案の概要

- 2023年５月11日に、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論と、SASBスタンダード・タクソノミのアップデートについての公開草案が公開された。**コメント期限は８月９日。**

＜公開草案の構成＞

１．コメント募集
２．「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論」の提案
３．　SASBスタンダード・タクソノミのアップデートについて

付録A．改訂アプローチの詳細
付録B．設例
付録C．SASBスタンダードの産業別改訂の例

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（参考）IFRS S1号とSASB基準の関係

- IFRS S1号において、企業がリスク及び機会の識別・開示にあたり、IFRSサステナビリティ開示基準に具体的な記載がない場合には、**SASB基準を考慮すべき旨が規定**されている。
- しかしながら、SASB基準は元々米国の制度を基に作成されたものであり、**国際的に適用されるためには、指標等を修正する**ことにより、**国際的適用性を向上させることが必要。**
- ISSBでは、**IFRS S1号の適用が可能となる2024年1月までに、SASB基準の改訂を予定**している。

IFRSサステナビリティ開示基準の構造

IFRS S1号
全般的要求事項

IFRSサステナビリティ開示基準
に具体的な記載がない場合

IFRS S2号・本文
気候関連
産業横断要求事項

IFRS S2号・ガイダンス
気候関連
産業別指標等

SASB基準

リスク及び機会の
識別・開示にあたり考慮

1．コメント募集

- 本公開草案では以下５つの質問が提示されている。

質問1: 方法論の目的

質問2: 全体的な方法論

質問3: 改訂アプローチ

質問4: SASBスタンダード・タクソノミ・アップデートの目的

質問5: 将来のSASBスタンダードの精緻化

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

質問1: 方法論の目的

- 本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含んでいる場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を記述している。

a. 意図している向上の範囲及び提案する方法論の目的は、第9項において明確に記述されているか。そうでない場合、その理由は何か。

b. 第9項に列挙している目的の制約（構成及び意図の維持、意思決定有用性並びに費用対効果）は適切か。賛成又は反対の理由は何か。

c. 提案する方法論において、他の目的又は制約を含めるべきか。その場合、どのような代替的又は追加的な目的又は制約を提案するか。これらは提案する方法論にどのように価値を付加することになるか。

回答の方向性

- 当該目的に賛成。

方法論の目的

＜公開草案関連部分抜粋＞

本公開草案は、IFRS S1号を適用するにあたりSASBスタンダードを参照する企業が、作成者がどこで事業を営んでいるのかを問わず、異なる法域において関連性のある指標を用いることができるようにすることを確保するための、ISSBによる的を絞った取組みの一部である。**本公開草案で提案する方法論の目的は、 SASBスタンダードの国際的な適用可能性について、内容の構成又は内容の当初の意図を実質的に変えることなく向上させることである。**また、**当該方法論は、修正が一般目的財務報告書の利用者にとって SASB スタンダード の意思決定有用性を維持することを確保しつつ、 修正により作成者にとっての適用のコストを増大させないように設計されている。**例えば、すでにSASBスタンダードを用いている企業は、SASBスタンダードがこの方法論を用いて修正されたかどうかにかかわらず、引き続き同じ開示を提供することができる。提案する方法論は、SASBスタンダードがどの法域でも適用可能となることを意図している。すなわち 、当該方法論は、特定の法域に固有の文言を改訂する予定である。同様に、修正後のSASBスタンダード を用いる企業は、IFRS会計基準又は他の一般に認められた会計原則（ GAAP ）のいずれを適用する場合でも、そのようにすることができることとなる。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

質問2: 全体的な方法論

- 本公開草案は、SASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を説明している。

a. 提案する方法論がSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

回答の方向性

- 適用可能性を向上させることに同意する。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

質問3: 改訂アプローチ

- 本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させるための5つの改訂アプローチを説明している。当該方法論を用いて修正されるすべての開示トピック、指標及び技術的プロトコルは、これら5つの改訂アプローチを個別に又は組み合わせて適用する予定である。当該方法論は、改訂アプローチ1から始まっている。それは、参照するための関連性のある用語を定義するにあたり、国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンスを用いる。

a. 法域固有の参照を国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンス（もし識別された場合）に置き換えることを行動の最初の一歩とすべきであることに同意するか。反対の場合、その理由は何か。

b. 改訂アプローチ 1 が実行可能でない場合、残りの4つの改訂アプローチを用いることでSASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

c. 特定の改訂アプローチ又はアプローチの組み合わせから生じる改訂後の指標が、それらを適用する作成者にとって問題を生じさせる可能性があるか。その理由又はそうでない理由は何か。

d. 異なる状況において提案する改訂アプローチのうちのどれを適用するのかを決定するための判断規準に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。規準に対してどのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

回答の方向性

- 改訂アプローチ３については、実務上、各国の法域固有の指標に置き換えられない場合や迷う場合なども想定されることに加え、利用者からしても比較可能性が大きく低下してしまう懸念があるため、本改訂アプローチに含めるものではない。
- 改訂アプローチ５については、新しい指標の追加という、将来におけるSASBスタンダード全体の見直しに関わるものであるため、本改訂アプローチに含めるものではない。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

SASBスタンダードの国際的な適用可能性向上のための方法論の提案

- 公開草案ではSASB基準を５つのアプローチに基づき改訂することを提案し、各アプローチの具体例を示している。

SASB基準の国際的な適用性向上のための改訂アプローチは以下のとおり、１から順に優先的に行われる。

1. 基準、定義又は計算方法について、利用可能な国際的に適用できる参照を代わりに用いた上で、法域固有の参照を置き換える。
2. 基準、定義又は計算プロセスについてのより一般化された参照を提供した上で、法域固有の参照を置き換える。
3. 一般化された法域の参照を採用して適用可能な法域の法律、規則、方法論又はガイダンスを作成者が用いることができるようにした上で、法域固有の参照を置き換える。
4. 限定的な場合において、国際的な適用にふさわしくない開示の指標又は特定の法域外では国際的に同等なものが識別されない開示の指標を削除する。
5. 一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たすため、開示トピックの完全性（integrity）を維持するための関連性のある置換えが識別できる場合には、法域固有の指標を削除し置き換える。これは、リサーチに基づいてできる限り当初の指標の意図と整合させる。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（改訂アプローチ１）基準、定義又は計算方法について、利用可能な国際的に適用できる参照を代わりに用いた上で、法域固有の参照を置き換える。

- 優先されるアプローチは、作成者の手引きとなる情報が実質的に同じであれば、作成者がどこで事業を営んでいるのかを問わず、法域固有の参照を同等の国際的な参照で置き換えるというものである。改訂アプローチ 1 の適用が実行可能であるのは、同等の国際的な参照を識別することができ、かつ、識別された参照が関連性のある開示トピックのパフォーマンスを十分に忠実な表現となる方法で捕捉する場合のみである。
- SASB スタンダードの指標は、各産業についての開示トピックのパフォーマンスに関連する（pertinent）諸側面を識別している。同等の国際的な参照は、置き換えられる当初の法域固有の参照と同等の方法でパフォーマンスの諸側面を捕捉するであろう。
- 国際的な参照とは、次のような、国際的に認知され、グローバルで適用可能な基準、定義又は計算方法を意味する。

  a.大半の法域がそれを遵守している
  b.全般的に見て、法域での同等のものが、普及している国際的な基準、定義又は計算方法と有意な相違がない。

＜具体例＞

「工事用資材」産業のSASBスタンダードの指標 EMCM320a.2では、企業の現在の従業員（workforce ）又は過去の従業員（employees）に影響を与える珪肺（s ilicosis）の報告症例数を測定する。この指標の技術的プロトコルは、珪肺症を米国連邦行政規則集（US Code of Federal Regulations US 29 CFR 1910.1053 付録 B）に従って定義しており、これは米国でのみ適用可能である。

世界保健機関（WHO）のグローバルに適用可能な国際疾病分類（ ICD ）は、臨床的に

診断された珪肺症を、珪石粉塵吸入によって生じた塵肺症として定義しており、WHO分類ではICD10J62.8と指定されている。ICD は、疾病の記録、報告及びモニタリングのための共通の国際的な基準を提供している。ICDは 43の言語に翻訳されており、WHOの全加盟国が使用している。

改訂アプローチ１で提案する方法論では、珪肺症を定義しているWHOのICDへの参照により、従前の米国連邦行政規則集への参照を置き換えることとなる。

「工事用資材」産業 SASB スタンダード	改訂案
EM-CM-320a.2　珪肺症の報告症例数	EM-CM-320a.2　珪肺症の報告症例数
1　企業は、企業の現在の従業員（workforce）及び過去の従業員（employees）に影響を与える珪肺症の報告症例数を開示しなければならない。	1　企業は、企業の現在の従業員（workforce）及び過去の従業員（employees）に影響を与える珪肺症の報告症例数を開示しなければならない。
1.1　開示の範囲には、慢性、急性又は進行性の珪肺症の症例が含まれる。	1.1　珪肺症は、世界保健機関（World Health Organization）の国際疾病分類（International Classification of Diseases）に従って、珪石を含んだ粉塵による塵肺症として定義されている。
1.2　企業は、慢性、急性又は進行性の珪肺症の定義について、米国連邦行政規則集（CFR）第 29 巻 1910.1053 付録 B を参照しなければならない。	1.2　開示の範囲には、慢性、急性又は進行性の珪肺症の臨床的に診断された症例が含まれる。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（改訂アプローチ２）基準、定義又は計算プロセスについてのより一般化された参照を提供した上で、法域固有の参照を置き換える。

- 適用できる関連性のある国際的な参照がない場合に、次に優先されるアプローチは、法域固有の参照を国際的に適用可能である可能性の高い定義で置き換えるというものである。改訂アプローチ2は、次の場合に、改訂アプローチ1の代わりに適用されることとなる。

  a.国際的に適用可能な基準、定義又は計算方法が識別されていない。

  b.基礎となる概念が幅広く理解されており、具体的な定義又は計算方法が容易に理解され得るもので、概して作成者を混乱させるものでなく、法域固有の参照の適切な代替として当初の開示に必要とされる情報を提供する。

  c.当該指標の技術的プロトコルに追加される具体的な一貫した定義、基準又は計算方法が、比較可能性を向上させる可能性がある。

＜具体例＞

「電子商取引」産業のSASBスタンダードの指標CGEC330a.4では、H1Bビザ保有者である技術職従業員の割合を測定する。これは米国の移民法においてのみ適用可能な区分である。

さらに、米国労働統計局（US Bureau of Labor Statistics）の標準職業分類システム（Standard Occupational Classification system）は、技術職従業員として分類される労働者の種類を定義している。

改訂アプローチ2を適用すると、「H1B ビザ保有者」への参照は「外国籍者」に改訂され、技術職従業員の定義は一般化されることとなる。

「電子商取引」産業 SASB スタンダード	改訂案
CG-EC-330a.4　H-1B ビザ保有者である技術職従業員の割合 … 1.1　技術職スタッフには、米国労働統計局（U.S. Bureau of Labor Statistics: BLS）の標準職業分類（Standard Occupation Classification: SOC）システムの 15-0000 グループ（コンピュータ及び数学職）又は 17-0000 グループ（建築及びエンジニアリング職）に区分される従業員が含まれる。 1.2　割合は、有効な H-1B ビザを有する技術職従業員の数について、技術職従業員の総数で除して計算しなければならない。	CG-EC-330a.4　外国籍者である技術職従業員の割合 … 1.1　割合は、外国籍者である技術職従業員の数について、企業の技術職従業員の総数で除して計算しなければならない。 1.2　技術職従業員は、一般的にコンピュータ、数学、建築及びエンジニアリングの職業に区分される高度に熟練した又は高度な資格を要する作業を行う従業員として、一般的には定義される。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（改訂アプローチ３）一般化された法域の参照を採用して適用可能な法域の法律、規則、方法論又はガイダンスを作成者が用いることができるようにした上で、法域固有の参照を置き換える。

- ある指標が基礎としている概念又はデータが複雑すぎて、大量の追加的な内容を導入しないと改訂アプローチ 2 を適用できない場合には、次に優先されるアプローチは、法域固有の参照を適用可能な法域の法律、規則又は定義に一般化された方法で依拠する文言により置き換えるというものである。改訂アプローチ 3 は、次の場合に適用される。

  a.国際的に適用可能な基準、定義又は計算方法が識別されていない。

  b.異なる法域の基準、定義又は計算方法が、置き換えられる法域固有の参照に対応 している。

＜具体例＞

「廃棄物処理」産業のSASBスタンダードの指標IFWM 150a.2では、企業が「地下水保護基準」を達成するため「埋立ごみ処理地からの放出」を改善する「是正措置」の件数を測定する。 IFWM150a.2における是正措置に関わる諸要素を定める米国の連邦規則は、米国でのみ適用可能である。

類似した行動に焦点を当てている国際的に受け入れられた 定義は識別されていない。改訂アプローチ3を適用 すると、IFWM150a.2は、「適用可能な法域の法律又は規則」に従って定義された一貫性がある用語に基づく開示を作成することを企業に要求するように改訂されることとなる。

このアプローチは、さまざまな規制の制度の中で事業を営む企業間での法域をまたいだ比較可能性を低下させる可能性があるが、法域内での比較可能性は維持できる可能性がある。改訂アプローチ3を適用して、企業は通常、 一般目的財務報告書の利用者に明確さを提供するため に、是正措置を定義するために用いた適用可能な法域の法律又は規則も開示することとなる。

「廃棄物処理」産業 SASB スタンダード	改訂案
IF-WM-150a.2　埋立ごみ処理地からの放出について適用された是正措置の件数 … 1.1　是正措置とは、米国連邦行政規則集（CFR）第 40 巻 Part 258.50 Subpart E「地下水のモニタリング及び是正措置」における地下水保護基準を達成するために設定されたバックグラウンドの水準（米国連邦行政規則集第 40 巻 Part 258 の付録 I で定義）を統計的に大きく上回る水準で検出された、埋立ごみ処理地からの放出のコントロール及び浄化として定義されている。 2　開示の範囲には、公営固形廃棄物処理場について米国連邦行政規則集（CFR）第 40 巻 Part 258.50 Subpart E「地下水のモニタリング及び是正措置」で定義されたサブタイトル C の埋立ごみ処理地及び米国連邦行政規則集第 40 巻 Part 264.100「是正措置プログラム」で定義されたサブタイトル D の埋立ごみについての是正措置が含まれる。 3　開示の範囲には、稼働中の埋立ごみ処理地及び閉鎖された埋立ごみ処理地について適用された是正措置が含まれる。	IF-WM-150a.2　埋立ごみ処理地からの放出について適用された是正措置の件数 … 1.1　是正措置には、適用可能な法域の法令又は規制に従って定義された地下水保護基準を達成するために設定されたバックグラウンドの水準を統計的に大きく上回る水準で検出された、埋立ごみ放出のコントロール及び浄化が含まれる。 2　開示の範囲には、稼働中の埋立ごみ処理地及び閉鎖された埋立ごみ処理地の両方について適用された是正措置が含まれる。 3　企業は、是正措置を定義するために用いた適用可能な法域の法令又は規制を開示しなければならない。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（改訂アプローチ４）限定的な場合において、国際的な適用にふさわしくない開示の指標又は特定の法域外では国際的に同等なものが識別されない開示の指標を削除する。

- 改訂アプローチ 1 から 3 が実行可能でない場合には、次に優先されるアプローチは、当該開示トピックを不完全なものにすることなく、法域固有の参照に関連した指標を削除することができるかどうかを検討するというものである。
- 例えば、当該開示トピックが、関連する情報を提供する他の指標を含んでいる場合には、指標は削除されることとなる。

＜具体例＞

「バイオ テクノロジー及び医薬品」産業のSASBスタンダードの指標 HC BP 240b.1では、承認されたジェネリック製品の市場への投入を延期するための支払又は引当金を伴う略式新薬申請（Abbreviated New Drug Application：ANDA） 訴訟決着の件数を測定する。ANDAプロセスは、米国でジェネリック医薬品を販売するための承認を求める製薬企業を導いている。米国の連邦法典（US federal code）は 、ANDAプロセスのパラメータ並びに1984年医薬品価格競争及び特許期間回復法 （Drug Price Competition and Patent Term Restoration Act of 1984） （修正ハッチ・ワックスマン法）公法98-417に基づく関連する訴訟を律している。

ANDA と同等のグローバルなものは識別されていない。スタッフは、アフリカ、アジア太平洋、欧州及び南米における米国以外の法域を調査した結果、ANDAプロセス又は関連する訴訟と類似したものを見出せなかった。 医薬品の販売及び流通は、法域固有の医療モデルの範囲でカバーされている。同様に、法令上のプロセス及びそれらと国内の医薬品流通との関係は法域ごとに大きく異なっている。

リサーチによれば、HCBP240b.1の当初の意図を維持するような国際的に適用可能な指標を開発することは実行可能ではない。それでも、「バイオテクノロジー及び医薬品」産業のSASBスタンダードの「入手可能性及び価格設定」の開示トピックにおける他の2つの指標が、若干の軽微な修正を加えれば、開示トピックの完全性を実質的に維持する。改訂アプローチ 4を適用すると、HCBP240b.1は削除され、置換えはされないこととなる。

購入しやすさと価格設定	オーソライズド・ジェネリック製品の市場投入を一定期間遅らせるための支払いや規約を含む、略式新薬申請（ANDA）訴訟の和解数	定量	件数	HC-BP-240b.1
	前年と比較した米国製品ポートフォリオにおける(1)平均定価および(2)平均正味価格の変化率	定量	パーセンテージ (%)	HC-BP-240b.2
	前年と比較して増加率が最も大きかった製品の(1)定価と(2)正味価格の変化率	定量	パーセンテージ (%)	HC-BP-240b.3

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

（改訂アプローチ５）開示トピックの完全性（integrity）を維持するための関連性のある置換えが識別できる場合には、法域固有の指標を削除し置き換える。

- 改訂アプローチ4が提案された場合又は改訂アプローチ1から3を適用する際に下位指標が削除された場合には、次の選択肢は、類似した代替指標を起案することを検討することである。削除された指標又は下位指標は、関連する開示トピックにおけるパフォーマンスを理解するために必要な一連の指標を完成させるのに役立つような、異なるが一貫した指標で置き換えられることとなる。

＜具体例＞

「航空貨物及びロジスティクス」産業のSASBスタンダードの会計指標TRAF430a.1では、事前に設定された安全スコアリング・システムの閾値を超える企業の輸送車の割合を測定する。TRAF430a.1は、米国運輸省の連邦自動車運送安全局（FMCSA）の行動分析及び安全改善カテゴリー（BASIC）ツールを使用しているが、これは米国の法令上及び規制上の情報収集システムに依拠しており、米国のデータを用いてモデル化されている BASIC ツールを参照している SASB スタンダードの別の一連の指標について表C9を参照のこと）。

FMCSA の安全測定システム（Safety Measurement System）は、広範囲の米国の運送業者のデータを捕捉し、カスタマイズされたデータシステムにおいてBASICパーセンタイルを計算して、運送業者の安全パフォーマンス問題をハイライトし、考えられる米国の連邦規制当局の介入の優先順位付けを行っている。

BASICツールは、米国の自動車運送業者の安全データのみを調査し、自動車運送業者の安全性を米国の過去のデータのみに基づく 計算式を用いて評価している。BASICツール及び安全測定データシステムに相当するグローバルなものは、開発中のものがあるかもしれないが、識別されていない。

「航空貨物及びロジスティクス」産業のSASBスタンダードの「サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおける他の指標には、TRAF-430a.1に組み込まれている概念を用いて企業のパフォーマンスを捕捉することを意図したものはない。

改訂アプローチ 5 を適用すると、TRAF-430a.1は削除され置き換えられることとなる。 SASBスタンダードにおける類似した指標で用いられている文言に基づく新たな定性的指標が、契約運送業者の安全性に関連する事業中断のリスクを識別し、評価し、管理するため の企業の方針及び戦略を評価するために開発されることとなる。

サプライチェーンマネジメント	BASIC パーセンタイルが FMCSA の介入閾値を超える運送業者の割合	定量	パーセンテージ (%)	TR-AF-430a.1
	輸送モード全体における温室効果ガス（GHG）の総排出量	定量	メートルトン (t) CO_2-e、パーセント (%)	TR-AF-430a.2

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

質問4: SASBスタンダード・タクソノミ・アップデートの目的

- 本公開草案は、SASB スタンダードの修正を反映するための SASB スタンダード・タクソノミのアップデートに対するアプローチ案を記述している。
  a. SASB スタンダードの変更を反映するように SASB スタンダード・タクソノミをアップデートするための方法論の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

回答の方向性

- コメントなし

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

SASBスタンダード・タクソノミのアップデートについて

- 本公開草案は、SASBスタンダードの修正を反映するためのSASBスタンダード・ タクソノミのアップデートに対するアプローチ案を記述している。
- SASBスタンダード・タクソノミーのアップデートの範囲については、本公開草案に関連するSASBスタンダードの修正範囲及びIFRS S2号の公表から生じるSASBスタンダードの変更の範囲と一致する。
- アップデート内容は当初の文言と修正後の文言を示す履歴付きでオンラインにで提供される予定。

SASBスタンダード・タクソノミの修正方法は以下のとおり、１から順に優先的に行われる。

1. 必要に応じて、タクソノミの概念（デジタルタグ） について、改訂アプローチ１～３に示した方法を用いたSASBスタンダードの修正案に整合するように変更する。
2. 必要に応じて、タクソノミの概念について、改訂アプローチ４に示した方法を用いたSASBスタンダードの修正案に整合するように削除する。
3. 必要に応じて、タクソノミの概念について改訂アプローチ５に示した方法を用いたSASBスタンダードの修正案に整合するように追加する。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

質問5: 将来のSASBスタンダードの精緻化

- 本公開草案は、SASB スタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるために提案する方法論に従って当該指標を修正するという、狭い範囲の作業の最初のフェーズに具体的に焦点を当てている。その後のフェーズでは、ISSB は、意思決定有用性を改善し、作成者にとっての費用対効果のバランスを取り、国際的な関連性を確保するための、SASB スタンダードのさらなる向上を検討する予定である。

a. IFRS S1 号の適用を支援するために SASB スタンダードを精緻化するという、ISSB の将来の作業の指針とするために、どのような他の方法、検討事項又は具体的な修正が有用であるか。それらが有用である理由は何か。

b. SASB スタンダードの将来の向上を計画するにあたり、ISSB が検討すべき具体的なコメント又は提案はあるか。

回答の方向性

- 現状のSASBスタンダードには多くの課題がある。
- SASBスタンダードのさらなる向上の検討にあたっては、デュープロセス監視委員会の決定に従って十分な議論を行うべき。具体的には○○についてのさらなる検討が必要。

（資料）ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」（2023年5月）から作成。

ご議論いただきたい事項

【SASBスタンダード改訂のスケジュールについて】

今回のSASBスタンダード改訂のスケジュールについて、以下いずれかのポジションをコメントレターの冒頭などに述べておくべきと考えるところ、どちらが適切か、御議論いただきたい。

（案１）
今回の改訂は限定的な改訂と想定されているが、（仮に限定的な改訂だとしても）影響が大きい改訂内容も含まれる可能性があるため、十分な検討期間を設けるべきである。
具体的には、少なくとも意見募集期間を90日以上設けることとし、改訂が完了するまでは、現状のSASBスタンダードをIFRS S1号の参考資料として暫定適用すべき。

メリット　：今回の改訂プロセスに沿った修正内容について、十分な検討期間を確保することが可能。
デメリット：改訂内容を確定するまでは、国際適用性が十分でないSASBスタンダードを適用する期間が生じてしまう。
　　また、限定的な改訂に過ぎない本改訂に対して、必要以上のお墨付きを与えかねない。

（案２）
ISSBの提案するスケジュール（年内の限定的な改訂）に賛同するものの、改訂内容が限定的なものであることを念押しする。その観点において、改訂アプローチ５を本改訂アプローチに含めないことを合わせて求める。また、その後のSASBのさらなる向上の検討については十分な検討を行うことを提案する。
（※改訂アプローチ５をスコープアウトする点については、問３においても回答）

メリット　：今回の改訂を限定的な改訂に留め、今後行われるSASBのさらなる向上の検討の議論の期間を確保することができる。
デメリット：今回の改訂で限定的な改訂を超える影響力のある変更が生じた場合、修正内容に関する意見出しができる期間が限られる。

ご議論いただきたい事項

【改訂アプローチについて】

- 質問３（改訂アプローチ）に関して、アプローチ５は、新たな基準を開発するということであり、限定的な改訂を超えた大きな影響が出てくることが否定できないため、今回の年末までの限定的改訂の中では扱うべきではないという意見は出すべきではないか。その他、アプローチ３は、実務上、各国の法域固有の指標に置き換えられない場合や迷う場合なども想定されることに加え、利用者からしても比較可能性が大きく低下してしまう懸念があり、このアプローチについても、スコープアウトすべき旨のコメントを出すべきか。

【SASBスタンダードのさらなる向上に向けた検討について】

- 質問５（将来のSASBスタンダードの精緻化）に関して、事務局案では、「SASBスタンダードのさらなる向上の検討にあたっては、デュープロセス監視委員会の決定に従って十分な議論を行うべき。」としているが、具体的に、どのような論点や課題などが想定されるか。

【その他の質問に対する回答の方向性について】

- 質問１，２，４について、提案内容に賛成もしくは特段意見なしとしているが、コメントを行うべきものはあるか。
- 質問項目全体を通して、事務局案以外でコメントはあるか。